

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

六ヶ所村まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県上北郡六ヶ所村

### 3 地域再生計画の区域

青森県上北郡六ヶ所村の全域

### 4 地域再生計画の目標

本村の人口は、むつ小川原開発の一環である原子燃料サイクル施設立地等により、全国の自治体が少子高齢化・人口減少に陥る中で、11,000人前後の人口規模で推移してきた。とりわけ原子燃料サイクル施設の稼働に伴う日本原燃株式会社従業員とその家族の居住が進んだことにより、出産・子育て層が増え出生数の回復もみられた。しかし、その流入がひと段落したこともあり、近年では転出増加による社会減（平成29年▲32人）が始まるとともに、新規転入層の出産のピークが過ぎ、高齢化に伴う死亡者数の増加により自然減（平成29年▲40人）が始まるなど、村の人口が徐々に減少を始めている。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に準拠した推計によると、近年の人口推移の構造が続くと、平成27（2015）年には総人口10,536人、高齢化率23.2%であったものが、令和27（2045）年には総人口6,954人、高齢化率34.3%、令和47（2065）年には総人口4,771人、高齢化率36.5%と人口減少と高齢化の進展が予想されている。人口減少・少子高齢化が進行すると、消費人口、労働人口の減少による地域経済循環や自治体財政の破綻、コミュニティの担い手減少による地域扶助のしくみ崩壊といったことが懸念される。

現在本村が抱えている課題の根本には「しごと」や「まち」の魅力低下により「ひと」が流出するという負のスパイラルがある。

この負のスパイラルに歯止めをかけるため、まずは地域資源を活かした魅力的

な「しごと」をつくり、その「しごと」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「しごと」を呼び込むという好循環を確立して本村への新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える活力ある「まち」で安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

これらの課題に対応するため、本計画において次の3つの基本目標を掲げ、人口動向や財政状況に比較的余裕のある今のうちに、来るべき将来を見据えて積極的な人口対策に取り組んでいくという基本方針のもと、「雇用の場の選択肢を確保し、仕事に対する多様なニーズに応えられる村」「豊かな環境を活かして総合的な暮らしやすさを担保し、村内外の人から選ばれる村」「結婚・出産・子育て世代が安心して子どもを産み・育てられる村」を目指す。

- ・基本目標① 村民が、自分らしいライフスタイルの実現に向け、それぞれの価値観に合った豊かな暮らしを実現している。
- ・基本目標② 村民が、幅広く職業を選択し、多様な働き方の中でやりがいを感じて社会に貢献している。
- ・基本目標③ 村民が、安心して出産・子育てができる環境のもとで、地域と一体となって次代を担う子ども達を育成している。

### 【数値目標】

| 5-2の<br>①に掲げる事業       | KPI     | 現状値<br>(計画開始時点)          | 目標値<br>(2024年度)            | 達成に寄与する<br>地方版総合戦略<br>の基本目標 |
|-----------------------|---------|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 六ヶ所村<br>まち・ひと・しごと創生事業 | 人口      | 10,310人<br>(R1.10.1)     | 10,093人<br>(R7.3.31)       | 基本目標①②③                     |
|                       | 転出者数    | 2,445人<br>(H25.10~H30.9) | 2,245人<br>(R2.4.1~R7.3.31) |                             |
|                       | 転入者数    | 2,243人<br>(H25.10~H30.9) | 2,343人<br>(R2.4.1~R7.3.31) |                             |
|                       | 出生数     | 421人<br>(H25.10~H30.9)   | 450人<br>(R2.4.1~R7.3.31)   |                             |
|                       | 合計特殊出生率 | 1.62<br>(H25~H29)        | 2.13<br>(R2~R6)            |                             |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

六ヶ所村まち・ひと・しごと創生事業

- ア 情報が行き届くまちづくり事業
- イ 働きやすいまちづくり事業
- ウ 出会いの多いまちづくり事業
- エ 子どもを産みやすいまちづくり事業
- オ 子育てのまちづくり事業
- カ 学び・学ばせやすいまちづくり事業
- キ 快適な居住空間づくり事業
- ク 関係人口づくり事業

#### ② 事業の内容

ア 情報が行き届くまちづくり事業

各施策の対象者に対して必要な情報を適切に届けるため、対象者の意見を広く聴取するとともに、多種多様で効果的な手段により情報発信を行う。

【具体的な取組】

- ・地方創生広報企画事業
- ・情報発信力向上 等

イ 働きやすいまちづくり事業

住民の自己実現に向けたチャレンジの場を提供することで多様な産業の共存と職業の選択肢を拡大するとともに、出産・育児と仕事の両立などワークライフバランスの向上や未来技術の活用による生産性・利便性を高め、質・

量ともに充実した雇用を背景として、就業者が社会的意義や魅力を実感し、やりがいを感じられるしごと環境を創出する。

**【具体的な取組】**

- ・ 起業・創業チャレンジ応援事業
- ・ 在宅/オフィス外勤務（テレワーク）推進事業 等

ウ 出会いの多いまちづくり事業

開かれた場で、誰でも気軽に会話・交流できる多様な機会を創出し、村民同士が互いに認め合い高め合うことができる地域づくりを進めるとともに、人生設計の選択肢の一つとしての結婚に関する情報提供や、結婚を希望している方に対してのスキルアップセミナー等の婚活力向上と男女の出会いの場を提供する。

**【具体的な取組】**

- ・ 未来を支える人・文化育成事業
- ・ 出会い・結婚応援事業 等

エ 子どもを産みやすいまちづくり事業

誰もが経済的に安心して出産・育児に望むことができるような支援体制を構築し、妊婦及びその家族が安心して妊娠期を過ごすことができる環境を提供する。

**【具体的な取組】**

- ・ 妊婦支援事業
- ・ マタニティ教室 等

オ 子育てのまちづくり事業

育児に関する不安軽減と良好な母子関係の構築を支援し、育児を楽しむことができるような子育て環境を提供するとともに、誰もが経済的に安心して子育てに望むことができるような支援体制を構築する。また、出産・育児に起因するキャリア分断の抑制やキャリア再構築をサポートするための子どもの見守り環境を提供する。

**【具体的な取組】**

- ・子育て応援タクシー事業
- ・一時預かり保育 等

**カ 学び・学ばせやすいまちづくり事業**

それぞれの個性や能力に応じて希望する進路を選択・進学できるような環境を提供するとともに、義務教育に係る費用負担を軽減し、子ども自らの興味・関心に基づくチャレンジを促進する。

**【具体的な取組】**

- ・村営学習塾
- ・ICT教育 等

**キ 快適な居住空間づくり事業**

地域の土地・建物の管理が適切になされ、防災・衛生・景観などにおいて良好な環境と快適な居住空間を提供するとともに、時代に即し、かつ、利用者のニーズを満たす手段により地域内外における移動の円滑化を図る。

**【具体的な取組】**

- ・尾駸レイクタウン北地区定住促進事業
- ・乗合タクシー 等

**ク 関係人口づくり事業**

都市部等外部からの人材・資金の活用と地域内の企業・住民等の活動を加速化することにより、地域課題の解決を図る。また、地域特有の職業体験や暮らし体験の機会を提供し、本村の地域特性や魅力を発信する。

**【具体的な取組】**

- ・（お試し）サテライトオフィス誘致事業
- ・お試し移住体験「ちょこっとClass」 等

※なお、詳細は、第2期六ヶ所村まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

880,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月、外部有識者（六ヶ所村まち・ひと・しごと創生会議）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに六ヶ所村公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで